

インド知財情報メール：第 2020-7 号、2020 年 9 月 4 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

- [1] 商標にかかるヒアリング（聴聞）をビデオ会議で行うことが可能になった**
- [2] 知的財産審判委員会（IPAB）に技術員が就任した**

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

[1] 商標にかかるヒアリング（聴聞）をビデオ会議で行うことが可能になった

インド知的財産庁の商標記録局が、商標にかかるヒアリング（聴聞）をビデオ会議で行うことが可能になったという内容の 8 月 26 日付の通知を同庁のホームページに掲載しました。

http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/707_1_Public_Notice_TLA.pdf

しかしながら、以降、すべてのヒアリングがビデオ会議で行われるということではないようです。ヒアリングをビデオ会議で行うことを希望する出願人や代理人は、商標記録局に 9 月 5 日までに連絡する必要があるとのことです。

現在はコロナの関係で物理ヒアリングがストップしているため、ビデオ会議によるヒアリングを希望することを商標記録局に連絡しませんでしたとしばらくの間はヒアリングが設定されないまたは行われないと考えられます。

物理ヒアリングは商標記録局のヘッドオフィスであるムンバイで行われます。デリーやチェンナイの現地代理人が、ヒアリングに出席するためにわざわざムンバイへ出張する必要があります。ビデオ会議でヒアリングが行われますと、出願人への費用負担が減る効果があります。特許と同様に、すべてのヒアリングがビデオ会議で行われるようになることを期待しましょう。

[2] 知的財産審判委員会（IPAB）に技術員が就任した

ここ数年、知的財産審判委員会（Intellectual Property Appellate Board）の技術員（Technical Member）のポストが空きでした。そのため、大量のバックログが発生しています。2020 年 7 月に特許・意匠、商標、著作権の技術員が就任しました。

https://www.ipab.gov.in/technical_members.php

特許・意匠の技術員はインド知的財産庁の特許局の元特許および意匠共同審査管理官（Joint Controller of Patents & Designs）であり、弁護士でもあります。

商標、著作権の技術員は全員が弁護士です。著作権の技術員である S.P.

CHOCKALINGAM 弁護士はインド知的財産庁に対して訴訟を提起したかたです。特許庁と訴えた方がこのようなポストに就くことは日本ではあり得ますか？

<http://ptlb.in/ipr/?p=11>

現在、知的財産審判委員会の委員長の任期が満了しており、インド政府は代替りの人を探しています。委員長は高等裁判所の裁判官である必要があり、インドの大統領が任命します。

知的財産審判委員会の構成や役割につきましては著書「インド特許実務ハンドブック」でご確認いただけますと幸いです。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

-
- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
 - ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
 - ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。